

●訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問の見直し

利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うこととなります。

※「定期的な看護職員による訪問」とは、少なくともおおむね3か月に1回程度は理学療法士等が所属する同じ事業所の看護職員が訪問し、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。と定められました。

また、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問であること等を利用者等に説明し、同意を得ることが必要です。

新年度を迎え医療・介護ともに新しい報酬制度がスタートしました。毎度のことながら疑義解釈等の公表がギリギリのため「内容が把握しきれない！」という方も多いかと思っておりますので、改めて「訪問看護」に関する部分で特に注意が必要な項目を簡単にご説明いたします。



●報酬体系の見直し

介護報酬の改定後の単位数について、主なものを下記の表にまとめました。

看護師の訪問においては要介護者は単位数は増加、要支援者は減少しております。

理学療法士等の訪問においては、要介護者・要支援者ともに減少しております。緊急時訪問看護加算は、単位数の増加に加え、1月以内の2回目以降の緊急訪問について、早朝・夜間、深夜加算の算定の対象者が拡大しました。

サービス内容	訪問看護	介護予防訪問看護
訪問看護	20分未満	311単位
	30分未満	467単位
	30分以上 1時間未満	816単位
	1時間以上 1時間30分未満	1,118単位
理学療法士等による訪問	20分	296単位
	40分	592単位
	60分	798単位
緊急時訪問看護加算	1か月につき 1回算定	574単位
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (新設)※	30分未満の場合	201単位
	30分以上の場合	317単位

※看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

<しもふりからのお知らせ>

当ステーションの看護職員による具体的な訪問日時につきましては、個別にご相談させていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

今回の改定を概観してみると、私共訪問看護事業者に対しては「医療ニーズの高い中重度の在宅療養者への対応」と「看取りへの積極的関与」が強く求められていることがヒシヒシと伝わってきます。これらに対応するためにはステーションの人員の拡充が不可欠ですが訪問業務に従事してくれている看護職は有資格者の3%に過ぎないとのデータもあり、人員の獲得はどこのステーションにとっても頭の痛い問題です。この地域の在宅療養を破綻させないために、これからも一人でも多くの看護職の方にこの地域の在宅分野で活躍してもらえよう努力していきたいと思っています。



訪問範囲

北区・荒川区・豊島区(一部)・文京区(一部)・台東区(一部)にてサービス提供しております。



ステーション・サテライト 所在地

しもふり訪問看護リハビリステーション
東京都北区西ヶ原1-11-4 駒込K&Mビル B101

サテライト町屋 荒川区町屋1-17-16 メゾン千代田203

サテライト王子 北区王子4-18-12 サクラダハイツ203

ステーション概要

ステーション名	しもふり訪問看護リハビリステーション
事業所番号	1361790171
管理者	井町 恭子
スタッフ数	看護師 8名(常勤5名・非常勤3名) 理学療法士 5名(常勤4名・非常勤1名) 作業療法士 3名(常勤1名・非常勤2名) 言語聴覚士 2名(常勤1名・非常勤1名) 事務 2名 計 20名(2018年4月1日現在) ※ステーション・サテライトの合計数

24時間対応

365日対応

TEL 03-6903-7995

FAX 03-6903-7996

◎ 営業時間 平日9:00~18:00

◎ 土・日を含む訪問もご相談に応じます。